

改正

平成7年3月20日規則第2号

平成13年5月24日規則第15号

平成18年3月28日規則第4号

平成22年1月27日規則第1号

平成24年2月29日規則第2号

平成25年12月25日規則第60号

令和元年5月16日規則第41号

阿見町水道事業給水条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 構造及び材質（第4条—第12条）

第3章 給水装置の工事及び費用（第13条—第23条）

第4章 給水（第24条—第27条）

第5章 料金及び手数料（第28条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、阿見町水道事業給水条例（昭和39年阿見町条例第27号。以下「条例」という。）第46条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（総代人の届出）

第2条 条例第6条の総代人の届出は、関係人の連署をもって行うものとする。総代人に変更があったときも同様とする。

（1月の定義）

第3条 条例又はこの規則において1月とは、それが料金の算定に関するものにあつては条例第26条の定例日から翌月の定例日の前日までをいい、その他の場合にあつては暦月をいう。

第2章 構造及び材質

（給水装置の構成及び附属用具）

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓筐、水道メーター（以下「メーター」という。）、メーターま（.）す（.）その他の附属用具を備えなければならない。

（受水タンクの設置等）

第5条 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

2 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

（給水装置の構造及び材質）

第6条 条例第9条第1項の町長が別に定める給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、災害等による損傷を防止するとともに、損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、給水装置の構造及び材質を特に指定することができる。

（給水管の種類）

第7条 給水管は、石綿セメント管及び鉛管以外で、政令の定める基準に適合しているものを使用しなければならない。

2 町長は、前項に掲げる政令の定める基準に適合している給水管であっても、特に必要と認める場合は、その使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水管の口径）

第8条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して、適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第9条 給水管は、道路においては80センチメートル以上の深さに、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、浅層埋設その他のやむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

（メーターの設置）

第10条 メーターは、その点検を容易に行うことができ、常に乾燥していて、かつ、損傷の危険のない箇所に水平に設けなければならない。

（危険防止の措置）

第11条 給水装置の末端の用具及び装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、他の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

（給水管防護の措置）

第12条 開きよ横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 軌道下その他電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠蔽にかかわらず、給水管防護の措置を講じなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他

の必要な措置を講じなければならない。

第3章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込)

第13条 給水装置の新設，増設及び改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）の施行を町長に申請するときは，工事申込書に条例第33条第1号の設計手数料を添えて申し込むものとする。

第14条 前条の工事申込みに際して，当該工事の施行に当たり利害関係人があるときは，工事申込書に当該利害人の同意の認印を得て提出しなければならない。

(設計変更等の届出)

第15条 工事の承認を受けた者がその設計を変更し，又は当該工事を中止しようとするときは，直ちに町長に届け出なければならない。

(工事の拒否)

第16条 町長は，配水管の敷設していない箇所においては，工事の申込みを拒むことができる。ただし，申込者において町長の指定する工事費を負担する場合は，この限りでない。

2 前項ただし書の場合において，当該配水管の所有権は，負担者の承認を得て無償で町に移管させるものとする。

(支分引用者への通知)

第17条 支分引用されている給水管の所有者は，給水装置を改造し，又は撤去しようとするときは，支分引用者に通知しなければならない。ただし，当該給水装置の改造又は撤去についてあらかじめ支分引用者の承諾を得ている場合は，この限りでない。

(受水タンク以下の装置の設計図の提出)

第18条 受水タンク以下の装置の所有者は，町長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の設計図の提出を求めたときは，これを提出しなければならない。

(指定工事店が施行する工事)

第19条 指定工事店（条例第11条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）が給水装置工事を施行しようとするときは，あらかじめ工事申込者の委任状を添えた工事申込書を町長に提出し，その承認を受けなければならない。

2 指定工事店は，工事を施行するときは，前項の承認を受けたものを現場に掲示し，かつ，町長の指示にしたがって誠実に施行しなければならない。

(材料出納簿)

第20条 指定工事店は，あらかじめ町長の証印を受けた材料出納簿を備え，検査に合格した材料について，その出納を明確にしなければならない。

2 前項の材料出納簿は，次条の規定により竣工検査の申請をなすとき町長に提示し，使用材料差引きの確認を受けなければならない。

(竣工検査)

第21条 指定工事店は，給水装置工事の竣工検査を受けようとするときは，使用材料を記入した竣工図を付した工事竣工検査申請書に条例第33条第3号に規定する工事検査手数料を添えて町長に申請しなければならない。

2 指定工事店は，検査の結果手直しを要求されたときは，指示された期間内にこれを行い，改めて町

長の検査を受けなければならない。

(工事の保障期間)

第22条 指定工事店が自ら施行した給水装置工事に関し、竣工後1年以内にその給水装置が破損したときは、指定工事店は、これを補修するとともに、その費用を負担しなければならない。ただし、その破損が給水装置の使用者又は所有者の故意若しくは過失による場合は、この限りではない。

(修繕の届出)

第23条 指定工事店は、給水装置を修繕したときは、直ちに町長に届け出なければならない。ただし、使用水量に影響のないものについては、指定工事店修繕工事報告書により毎月末日その月分をまとめて届け出ることができる。

2 第20条から前条までの規定は、指定工事店が前項の届出をするときについて準用する。

第4章 給水

(給水装置の使用の開始又は中止の届出)

第24条 条例第20条の規定に基づく給水装置の使用の開始又は中止の届出は、開始又は中止をしようとする日の前日までに行わなければならない。

(私設消火栓の使用)

第25条 メーターを設置していない私設消火栓を消防演習のため使用するときは、その使用時間は15分をこえてはならない。

2 前項の場合における使用料は、当該私設消火栓の口径及び使用時間に基づき使用水量を認定して、徴収する。

3 第1項の私設消火栓は、町長が封かんする。

(検査)

第26条 条例第23条の検査の請求は、あらかじめ検査請求書により町長に請求するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話又は口頭により請求することができる。

2 前項の検査は、請求者の立会いの下にこれを行うものとする。この場合において、特に要求のない限り、改めて請求者に対する通知は行わない。

(章標)

第27条 水道使用者の門戸には、章標を掲げる。

第5章 料金及び手数料

(共有する給水装置の工事費又は料金の納入)

第28条 共有する給水装置の工事費、料金又は手数料は、一団ごとに1通の納額通知書を条例第6条の総代人に発行してこれを納付させる。

(料率の適用)

第29条 専用給水装置で2個以上のメーターをつけたときは、各メーターに条例第25条の料率を適用する。

2 条例第27条の規定により用途の認定を行った場合であって、2種以上の用途に区分したときは、それぞれの用途ごとに条例第25条の料率を適用する。

(定例日の設定及び変更)

第30条 条例第26条の定例日は、点検戸数、分散度及び点検能力を考慮し定める。定例日の変更につい

ても同様とする。

- 2 定例日が阿見町の休日を定める条例（平成元年阿見町条例第20号）第1条第1項に定める休日であるとき又は雨天等のため既定の定例日に点検することができないときは、その定例日を変更することができる。

（概算料金の算定）

第31条 条例第30条の概算料金は、その用途、規模、使用期間その他の事情を考慮して使用水量を推定して、その料率を定めて算定する。

（加入分担金の軽減）

第32条 町長は、給水装置を新設する場合であって、かつ、宅地に面する道路（公道に限る。）に配水管が整備された日が属する年度の翌年度から起算して2年以内に申込みがあったときは、条例第34条の規定により、加入分担金を軽減するものとする。

- 2 前項の規定により軽減する加入分担金の額は、メーター1基当たり3万円とする。
- 3 第1項の軽減を受けようとする者は、加入分担金軽減申請書により、町長に申請しなければならない。

（消防演習の立会の手数料）

第33条 消防演習の立会の手数料は、当該消防演習が消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づいて設置された消防機関によって行われた場合には、徴収しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月24日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年1月27日規則第1号）

改正

平成24年2月29日規則第2号

平成25年12月25日規則第60号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に宅地に面する道路（公道に限る。）に配水管が整備されている場合において、給水装置を新設する者は、この規則による改正後の阿見町水道事業給水条例施行規則第38条の規定による加入分担金の軽減を受けることができる。この場合において、同条第1項中「給水装置を新設する場合であって、かつ、宅地に面する道路（公道に限る。）に配水管が整備された日が属する年度の翌年度から起算して2年以内」とあるのは「宅地に面する道路（公道に限る。）に配水管が整備されている場合において、給水装置を新設する者から平成27年3月31日まで」と読み替えるものとする。

る。

附 則（平成24年2月29日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日規則第60号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月16日規則第41号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。